

議案第49号

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定に
ついて

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、中学校給食の開始に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、京田辺市学校給食センターを設置するため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（案）

（設置）

第1条 京田辺市立中学校において学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、京田辺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

（名称及び設置場所）

第2条 給食センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称	設置場所
京田辺市学校給食センター	京田辺市草内禅定寺1番地1

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。